平成２２年（フ）第１２６６号
札幌市中央区南12条西８丁目２番30号　ヴィラタータ201号
債務者　谷内　晴佳
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２７１号
札幌市西区宮の沢２条４丁目４番56―101号
債務者　本間さゆり
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９２号
札幌市東区北12条東９丁目３―31　レジデンス東豊101号室、住民票上の住所北海道滝川市泉町２丁目11番16号
債務者　工藤　真一
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９４号
札幌市北区北23条西７丁目３番８号　安喜荘５号
債務者　島田　　晃
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３００号
札幌市中央区南14条西７丁目１番39号　プラザＹ201号
債務者　藤田瑠美子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３０７号
札幌市北区北23条西７丁目１番26号　第２マラボー16号
債務者　是枝　和紀
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１２号
札幌市東区苗穂町３丁目１番５―903号
債務者　菅原　博子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１３号
札幌市東区苗穂町３丁目１番５―903号
債務者　菅原　克己
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１９号
北海道江別市上江別南町11番地の37　エスペランサⅠ―201号
債務者　本田美代子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３２１号
札幌市白石区本郷通７丁目南３番15―402号
債務者　原　　尚美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３１号
札幌市豊平区月寒中央通９丁目２番20―307号
債務者　市澤　清二
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７号
釧路市美原１丁目43番245号
債務者　内浦美和子（旧姓深瀬）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１１５号
北海道白糠郡白糠町西庶路東１条北２丁目３番地24
債務者　菅野　強子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第４３号
秋田県大仙市大曲日の出町１丁目42番13号
債務者　髙橋　秀貴
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第１０１号
栃木県足利市堀込町2957番地２　沼田アパート101号室
債務者　川村　義夫
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第９５号
岡山市南区新保858番地
債務者　杉原　京子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部